

豊田市週休2日制工事实施要領

（目的）

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、豊田市では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図る取組として、発注者指定型の週休2日工事を実施する。受注者は本取組の趣旨を踏まえ、「完全週休2日」の取得を目指すものとする。

（用語の定義）

第2条 本要領における用語を次のとおり定義する。

- （1）休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態をいう。
なお、天候（降雨・降雪等）による予定外の現場閉鎖、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等も休工として取り扱う。
- （2）祝日とは、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日をいう。
- （3）休工率とは、対象期間日数に対する休工日数の割合をいう、休工日数を対象期間日数で除して求めるものとする。
- （4）工事完成日とは、工事完成届提出日をいう。

（対象工事）

第3条 豊田市の発注工事で、設計書の単価適用日が令和7年4月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- （1）公共建築工事、土木工事電気通信及び機械設備積算基準を適用する工事
- （2）著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）
- （3）通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- （4）緊急の応急復旧工事
- （5）発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事

（形式）

第4条 週休2日の形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、（別紙1-1）、（別紙1-2）及び（別紙1-3）によることとする。

- （1）完全週休2日（別紙1-1）

完全週休2日とは、対象期間（第5条）内において「土曜日」、「日曜日」、「祝日」を基本の休工対象日とすることをいう。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合は、その前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。

（２）月単位の週休２日（別紙１－２）

月単位の週休２日とは、対象期間（第５条）内の全ての月ごとにおいて休工率が２８．５％（４週８休）以上であることをいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日・祝日の休工では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っている場合に、２８．５％を達成しているものとみなす。

（３）通期の週休２日（別紙１－３）

通期の週休２日とは、対象期間（第５条）内において休工率が２８．５％（４週８休）以上であることをいう。

（対象期間）

第５条 対象期間は、契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完成日までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

- （１）準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- （２）後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間）
- （３）夏季休暇（３日間）
- （４）年末年始休暇（６日間）
- （５）工場製作のみの期間
- （６）工事事故等による不稼働期間
- （７）他工事、他事業等による不稼働期間（受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間）
- （８）天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- （９）工事全体を一時中止している期間
- （１０）発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週６日以上現場作業を余儀なくされる期間）

（取組内容）

第６条 週休２日制工事の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- （１）受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。
- （２）受注者は、毎月５日までに、工事打合簿により実施結果（休工日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。

- (3) 対象工事の受注者は、月単位の週休2日、又は通期の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (4) 発注者が週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者はこれに協力しなければならない。
- (5) 対象工事の受注者は、通期の週休2日が達席できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定については、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日工事

完全週休2日制工事が達成された場合は、工事成績評定の総括監督員の評価項目「6. 社会性等 1. 地域への貢献等 7. その他」において評価する(別紙2参照)。

(2) 月単位及び通期の週休2日工事

月単位及び通期での週休2日の達成の場合は、工事成績評定の評価の対象としない。

(経費の補正)

第8条 週休2日制工事の実施工事については、休工状況に応じて次により経費の補正を行う。

- (1) 発注者は、当初設計において、補正係数表の「月単位の週休2日」の補正係数を適用する。
- (2) 「月単位の週休2日」が達成できない場合、休工状況に応じて以下の補正係数に変更する。
- (3) 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など外注が想定される業務については、補正の対象としない。

補正係数表

休工状況の 適用区分	月単位の週休2日 (4週8休以上)※	通期の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日未満 (補正なし)
労務費	1.04	1.02	1.00
機械経費(賃料)	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00
土木工事市場単価	補正対象及び補正係数は、別紙3による		1.00
土木工事標準単価	補正対象及び補正係数は、別紙4による		1.00
下水道工事標準単価	補正対象及び補正係数は、別紙5による		1.00

※当初設計時適用補正係数

(工事名)

第9条 本要領を適用し発注する工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。

(特記仕様書)

第10条 本要領を適用し発注する工事の特記仕様書の記載は以下のとおりとする。

(1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。

ア 本要領の対象工事であるか否か

イ 週休2日を実施しない工事の場合はその理由

ウ 対象工事の場合で、第5条(10)に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容

(2) 「第○条 本工事は、週休2日制工事の対象工事とする。なお、週休2日制工事については、「豊田市週休2日制工事実施要領」によるものとする。」

(対象工事への変更)

第11条 第3条(5)の理由で本要領の対象外とした工事に限り、契約後、受注者が対象工事に変更することを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる(ただし、このことによる工期延期は行わない)。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

(別紙 1 - 1) 完全週休 2 日工事

(□：工事実施日)

(□：工事実施日)							完全週休 2 日実施有無				休工率			
日	月	火	水	木	金	土	土日祝日 の日数	土日祝日の 休工日数 ※ 1	完全週休 2 日 実施有無	備考	日数	休工日数	備考	
7月27日	7月28日	7月29日 対象期間 開始日 □	7月30日 □	7月31日 □	8月1日 □	8月2日 休工	1	1	○	この週に土曜日しかないため、土曜日（1 日）以上を閉所した場合は完全週休 2 日の達成とみなす。	5	1		
8月3日 休工	8月4日 □	8月5日 □	8月6日 振替休工	8月7日 □	8月8日 □	8月9日 □	2	2	○	地元条件による同一週の振替休工は認める。	7	2		
8月10日 休工	8月11日 祝日休工	8月12日 □	8月13日 □	8月14日 8月15日 8月16日 夏季休暇（3 日間）			2	2	○		4	2	夏季休暇は非対象期間とする。	
8月17日 □	8月18日 □	8月19日 □	8月20日 □	8月21日 □	8月22日 □	8月23日 休工	2	1	×	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことから未達成となる。	7	1		
8月24日 休工	8月25日 □	8月26日 振替休工	8月27日 □	8月28日 □	8月29日 □	8月30日 休工	2	2	○		7	3		
8月31日 □	9月1日 □	9月2日 □	9月3日 □	9月4日 □	9月5日 □	9月6日 休工	1	1	○	この週に土曜日しかないため、土曜日（1 日）以上を閉所した場合は完全週休 2 日の達成とみなす。	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。	
9月7日 休工	9月8日 □	9月9日 □	9月10日 □	9月11日 □	9月12日 □	9月13日 □	2	1	×	土曜日に工事を実施（振替休工なし）したため、カウントしない。	7	2		
9月14日 休工	9月15日 祝日休工	9月16日 □	9月17日 □	9月18日 □	9月19日 □	9月20日 休工	3	3	○		7	3		
9月21日 休工	9月22日 □	9月23日 □	9月24日 雨天休工	9月25日 □	9月26日 □	9月27日 □	2	1	×	雨天による振替休工は休工と認めない。	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。	
9月28日 休工	9月29日 □	9月30日 対象期間 終了日 □	10月1日 →後片付期間	10月2日	10月3日	10月4日	1	1	○	この週に日曜日しかないため、日曜日（1 日）以上を閉所した場合は完全週休 2 日の達成とみなす。	3	1		
休工率									7	完全週休 2 日取得率 ＝（完全週休 2 日の達成週／対象期間中の全週間数） ＝7/10 ＝70%	55	18	休工率＝ （18日／ 55日）＝ 32.7% ≧28.5% ※ 2	
							完全週休 2 日取得率 ⇒ 完全週休 2 日		100%未満 未達成	かつ	休工率＝ 通期の週休 2 日	32.7% 達成	≧28.5%	

※ 1 振替休工含む

※ 2 小数第 2 位切捨

(別紙 1 - 2) 月単位の週休 2 日工事

- 対象期間の開始日に関わらず、暦上の月を一月とし、全ての月ごとにおいて休工率28.5%以上取得した場合に**達成**とする。
ただし、暦上の土曜日・日曜日・祝日の休工では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。(※1)

日	月	火	水	木	金	土
7月27日	7月28日	7月29日	7月30日	7月31日	8月1日	8月2日
8月3日	8月4日	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日	8月9日
準備期間	施工 開始日	□	振替休工	非対象期間としてカウント		
8月10日	8月11日	8月12日	8月13日	□	□	□
休工	□	□	振替休工	夏季休暇(3日間)		
8月17日	8月18日	8月19日	8月20日	8月21日	8月22日	8月23日
休工	祝日休工	□	□			
8月24日	8月25日	8月26日	8月27日	8月28日	8月29日	8月30日
□	□	□	□	□	□	休工
8月31日	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日	9月6日
休工	□	振替休工	□	□	□	休工
9月7日	9月8日	9月9日	9月10日	9月11日	9月12日	9月13日
発注者が非対象とする作業を実施する期間						休工
9月14日	9月15日	非対象期間としてカウント			9月19日	9月20日
休工	□				□	休工
9月21日	9月22日	9月23日	9月24日	9月25日	9月26日	9月27日
休工	祝日休工	□	□	□	□	休工
9月28日	9月29日	9月30日	10月1日	10月2日	10月3日	10月4日
休工	□	□	□	□	□	休工
10月5日	10月6日	10月7日	10月8日	10月9日	10月10日	10月11日
休工	□	□	対象期間 終了日	→後片付期間		

⇒ 評価対象外

1 月 目 (8 月 4 日 ~ 8 月 3 1 日)

⇒ 7 休工日 / 対象期間 25 日 = 28.0% < 28.5%

対象期間内の土日祝日は 8 日 = 7 休工日 ⇒ 未達成

※ 1 土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っていないため、未達成とする。

2 月 目 (9 月 1 日 ~ 9 月 3 0 日)

⇒ 9 休工日 / 対象期間 24 日 = 37.5% ≥ 28.5%

4 週 8 休 (28.5% 以上) 休工 ⇒ 達成

3 月 目 (1 0 月 1 日 ~ 1 0 月 7 日)

⇒ 2 休工日 / 対象期間 8 日 = 25.0% < 28.5%

対象期間内の土日祝日は 2 日 = 2 休工日 ⇒ 達成

※ 1 土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っているため、達成とする。

このケースの場合、月単位での週休 2 日 = 未達成

(一部の月で達成できなかったため)

(別紙 1 - 3) 通期の週休 2 日工事

(□：工事実施日)

							休工率		
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備考
7月27日	7月28日	7月29日 対象期間 開始日 □	7月30日 □	7月31日 □	8月1日 □	8月2日 休工	5	1	
8月3日 休工	8月4日 □	8月5日 □	8月6日 振替休工	8月7日 □	8月8日 □	8月9日 □	7	2	
8月10日 休工	8月11日 祝日休工	8月12日 □	8月13日 □	夏季休暇（3日間）			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
8月17日 □	8月18日 □	8月19日 □	8月20日 □	8月21日 □	8月22日 □	8月23日 休工	7	1	
8月24日 休工	8月25日 □	8月26日 振替休工	8月27日 □	8月28日 □	8月29日 □	8月30日 休工	7	3	
8月31日 □	9月1日 □	9月2日 □	9月3日 □	9月4日 □	9月5日 □	9月6日 休工	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。
9月7日 休工	9月8日 □	9月9日 □	9月10日 □	9月11日 □	9月12日 □	9月13日 休工	7	2	
9月14日 休工	9月15日 祝日休工	9月16日 □	9月17日 □	9月18日 □	9月19日 □	9月20日 休工	7	3	
9月21日 休工	9月22日 □	9月23日 □	9月24日 雨天休工	9月25日 □	9月26日 □	9月27日 □	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
9月28日 休工	9月29日 □	9月30日 対象期間 終了日 □	10月1日 →後片付期間	10月2日	10月3日	10月4日	3	1	
休工率							55	18	休工率 = (18日 / 55日) = 32.7% ≧ 28.5% ※ 1
通期の週休2日							32.7%	≧ 28.5%	達成

※ 1 小数第 2 位切捨

考査項目別運用表

【記入方法】該当する項目の□にチェックする。(請負者から提出を受け評定を行う)

(総括監督員)

考 査 項 目	細 別	
6.社会性等	I.地域への貢献等	a □ 優れている。 a' □ bより優れている。 b □ やや優れている。 b' □ cより優れている c □ 他の評価に該当しない
		☐ 1.現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 2.定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 3.地域生活に密着したゴミ拾い(自治会等による清掃活動)、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 ☐ 4.地域が主催するイベント(前記3を除く)へ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 5.災害時などにおいて、地域への支援又は行政による救援活動に積極的に協力を行った。 ☐ 6.周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。(前記対象項目以外のものがあれば評価対象とする。) ☐ 7.その他 理由: ☐ 該当項目なし 必ず1項目は■を選択してください。 1～8のうち該当項目が5項目以上.....a 1～8のうち該当項目が4項目.....a' 1～8のうち該当項目が3項目.....b 1～8のうち該当項目が2項目.....b' 1～8のうち該当項目が1項目以下.....c ※「完全週休2日制工事」の評価対象となった場合、 「その他」の項目にチェックを入れ 理由欄に「完全週休2日制工事の実施」と記載する

※1. 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

工事成績評定の評価方法

- 1 「6. 社会性等 I. 地域への貢献等 7. その他」において評価する
- 2 減点はしない

土木工事市場単価の補正係数

別紙 3

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
鉄筋工		1. 02	1. 04
ガス圧接工		1. 02	1. 03
インターロッキングブロック工	設置	1. 01	1. 01
	撤去	1. 02	1. 04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 00	1. 01
	撤去	1. 02	1. 04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 00	1. 01
	撤去	1. 02	1. 04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 02	1. 04
	撤去	1. 02	1. 04
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 01	1. 01
防護柵設置工（落石防止柵）		1. 01	1. 02
道路標識設置工	設置	1. 00	1. 01
	撤去・移設	1. 02	1. 03
道路付属物設置工	設置	1. 01	1. 01
	撤去	1. 02	1. 04
法面工		1. 01	1. 02
吹付砕工		1. 01	1. 03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 02	1. 03
道路植栽工	植樹	1. 02	1. 04
	剪定	1. 02	1. 04
公園植栽工		1. 02	1. 04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 01	1. 02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 02	1. 04
橋面防水工		1. 01	1. 01
薄層カラー舗装工		1. 00	1. 01
グルーピング工		1. 00	1. 01
軟弱地盤処理工		1. 01	1. 02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1. 01	1. 01

土木工事標準単価の補正係数

別紙 4

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型PRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03

下水道工事市場単価の補正係数

別紙 5

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02